

熊本県福祉総合相談所 常勤職員代替臨時的任用職員（社会福祉士）の募集について

熊本県福祉総合相談所常勤職員代替臨時的任用職員（社会福祉士）を募集します。

1 採用予定人数、業務内容及び勤務場所

予定人数	業 務 内 容	勤務場所
1人	児童支援課の業務のうち、児童家庭支援業務（ケースワーク及び付随する事務） ※正職員と同様の業務に従事します。	熊本県福祉総合相談所

2 受験資格

社会福祉士の資格を有する者で、普通自動車運転免許を有する者。

※ただし、次のいずれかに該当する方は受験できません。

- ・ 日本国籍を有しない者
- ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・ 熊本県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ・ 日本国憲法の施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 勤務条件

- (1) 任用期間:採用予定者と協議して決定した日から令和8年3月31日まで
- (2) 勤務時間:8時30分～17時15分(平日)
- (3) 勤務地:熊本県福祉総合相談所(熊本市東区長嶺南2丁目3番3号)
- (4) 給与月額: 170,900円～
※学歴、職歴に応じて加算措置があります。
※諸手当(通勤手当、住居手当、期末勤勉手当等。勤務が6月を超えた場合は退職手当)
- (5) 社会保険等:地方公務員等共済組合法の定めるところによる。

4 試験の日程等

- (1) 日 時 :令和7年5月8日(木) 13:30集合
- (2) 場 所 :熊本県福祉総合相談所(熊本市東区長嶺南2丁目3-3)
2階判定会議室
- (3) 試験の方法:小論文試験(筆記試験)及び面接試験(個別面接による口述試験)
- (4) 持参するもの:筆記用具(鉛筆、消しゴム等)。時計は、計時機能だけのものに限りします。
- (5) 合格発表 :試験終了後、5日以内 ※電話で連絡します。

5 応募の方法等

- (1) 応募書類
履歴書、有資格者であることが確認できるもの(登録証等)の写しを郵送又は持参してください。

- (2) 受付期間 令和7年5月2日(金)まで(必着)
- ・持参の場合:午前8時30分から午後5時15分まで(土、日、祝日を除く)
 - ・封筒の表に「常勤職員代替臨時職員申込」と朱書きしてください。
- ※応募者多数の場合は、応募期間内でも募集を締め切ります。

連絡先(申込先)

〒861-8039 熊本市東区長嶺南2丁目3-3

熊本県福祉総合相談所(中央児童相談所)

電話番号 096-381-4451 担当:揚村

6 採用方法等

合格の有効期限は合格発表の日から令和8年3月31日までとし、合格者が複数いた場合は、成績上位者から採用します。

7 試験結果の情報提供について

この試験の結果については、以下のとおり情報の提供を求めることができます。

受験者本人が、①受験票又は合格通知書及び②本人であることを証明する書類(運転免許証、健康保険証等)を持参の上、提供可能期間中の午前8時30分から午後5時15分までの間に直接提供場所へお越しください。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律により休日とされる日は受付をすることができません。

なお、電話、メール、郵便等による提供の求めに対しては提供できません。

試験職種	提供を求めることができる人	提供する内容	提供可能期間	提供場所
社会福祉士	受験者本人	総合順位及び 総合得点	合格発表日 から1か月間	熊本県福祉 総合相談所